

平成23年度独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

平成23年度独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無		
該当なし															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

平成23年度独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の 有無
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

平成23年度独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
会計システムの運用・保守業務	東京都千代田区 区内神田1-1-12 独立行政法人農林漁業信用基金 契約担当役 藤本 豊秋	平成23年4月1日	財団法人日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	会計規程第51条第2項 災害会計規程第50条第2項 パッケージシステムのため著作権が開発先である当研究所にあるが、当該技術等を有する者が他にないとは言いきれないことから、仕様を明らかにした上で、公募を行ったものである。公募の結果、応募者が1者であったため、随意契約を行った。	-	2,436,000円	-	-	特財	国所管	1			
会計システムの機能改修業務	東京都千代田区 区内神田1-1-12 独立行政法人農林漁業信用基金 契約担当役 宮崎 正義	平成24年2月10日	財団法人日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	会計規程第51条第2項 災害会計規程第50条第2項 パッケージシステムのため著作権が開発先である当研究所にあるが、当該技術等を有する者が他にないとは言いきれないことから、仕様を明らかにした上で、公募を行ったものである。公募の結果、応募者が1者であったため、随意契約を行った。	-	2,942,100円	-	-	特財	国所管	1			

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

有

平成23年度独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
			支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位：円)			公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
社団法人中央畜産会	賛助会費(法人会費、年会費)	240,000	規定なし	23.7.28 23.11.10	—	特社	国所管	当会に対する会費支出は23年度限りとする。	有
社団法人日本林業協会	賛助会費(法人会費、年会費)	400,000	規定なし	23.7.20	—	特社	国所管	当協会に対する会費支出は23年度限りとする。	有
社団法人大日本水産会	会費(法人会費、年会費)	100,000	最低 100,000	23.6.29	—	特社	国所管	当会に対する会費支出は23年度限りとする。	有
社団法人漁業信用基金中央会	賛助会費(法人会費、年会費)	300,000	規定なし	23.7.8	漁業信用保証保険制度にかかる情報収集等のため。	一般社	国所管	当会は、見直前の理由に加え、各基金協会及び信用基金並びに各基金協会の指導等を行う当会の3機関が一体となって漁業信用保証保険制度を運営しているところである。引き続き一体となって当該制度の円滑な運営を図るため、会費支出額を大幅に減額した上で継続する。	有
社団法人漁業情報サービスセンター	賛助会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	—	特社	国所管	当センターに対する会費支出は23年度限りとする。	有
社団法人日本水産資源保護協会	会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	—	特社	国所管	当協会に対する会費支出は23年度限りとする。	有
財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	—	特財	国所管	当機構に対する会費支出は23年度限りとする。	有
財団法人日本農林漁業振興会	寄付金(農林水産祭経費)	200,000	—	23.9.12	—	特財	国所管	当会に対する寄付金支出は23年度限りとする。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」、「一般社」は「一般社団法人」をいう。